

美 監 第 8 号

令和 7 年 8 月 2 0 日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和 6 年度決算審査等の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により行った監査、同法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 6 年度美咲町一般会計及び同特別会計歳入歳出決算並びに同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により、審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を付して提出します。

美 監 第 8 号
令和 7 年 8 月 2 0 日

美 咲 町 議 会 様
美 咲 町 教 育 委 員 会 様
美 咲 町 農 業 委 員 会 様
美 咲 町 選 挙 管 理 委 員 会 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和 6 年度決算審査等の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により行った監査、同法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 6 年度美咲町一般会計及び同特別会計歳入歳出決算並びに同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により、審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を付して提出します。

令和6年度美咲町一般会計・
特別会計歳入歳出決算審査結果意見書

1. 審査対象

- (1) 令和6年度美咲町一般会計歳入歳出決算書
- (2) 令和6年度美咲町みさきネット事業特別会計歳入歳出決算書
- (3) 令和6年度美咲町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書
- (4) 令和6年度美咲町津山・柵原・吉井線共同バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (5) 令和6年度美咲町津山・西川線共同バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (6) 令和6年度美咲町旭川ダム沿線バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (7) 令和6年度美咲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (8) 令和6年度美咲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (9) 令和6年度久米郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算書
- (10) 令和6年度美咲町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算書
- (11) 令和6年度久米郡障害支援区分認定審査事業特別会計歳入歳出決算書
- (12) 令和6年度美咲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (13) 令和6年度美咲町用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算書
- (14) 令和6年度美咲町倭文西財産区特別会計歳入歳出決算書
- (15) 令和6年度美咲町一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (16) 令和6年度財産に関する調書

2. 審査期間

令和7年7月3日から令和7年7月30日までのうち、11日間

3. 審査会場

美咲町役場、旭総合支所、柵原総合支所、子ども第三の居場所、美咲中央小学校、柵原鉦山資料館、赤ちゃんの駅

4. 審査の方法

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、その係数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなど各部署の共通項目を重点的に審査した。

また、基金についてはその設置目的に沿って適正に運用されているかなどを審査した。

審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施した。

5. 決算の概要

令和6年度各会計の決算額は、歳入総額204億2,210万5,367円、歳出総額190億5,804万4,245円、歳入歳出、差引残額13億6,406万1,122円です。ここから一般会計の繰越明許財源7億3,717万2千円を除いた6億2,688万9,122円を翌年度へ繰り越している。この中には、繰上充用の措置を取っている1会計があり、その額は1094万4719円である。

一般会計の決算額で、歳入歳出差引残額は、12億23万9241円で前年度に引き続き黒字決算となっている。

普通会計における実質収支は黒字であり、単年度収支においても879万8千円の黒字となっている。歳入における町債は、35億4262万4千円となっており、前年度33億6673万6千円に対し約5.2%の増額となっている。歳入を対前年度で比べると、町債等が増加している。また、歳出における公債費は、18億2,463万8千円であり前年度18億1,861万2千円に対し0.3%の増額となっている。

令和6年度末の普通会計における地方債残高148億801万7千円（前年度130億2279万4千円）は多世代交流拠点整備事業などに係る地方債の借入れにより増加している。一方基金残高（公営企業を除く一般会計、特別会計合計）は、令和6年度は80億3169万5019円である。前年度については91億4939万3161円であったことから、引き続き減少している。

実質公債費比率は9.1%で前年度の9.3%から減少している。

将来負担比率は、多世代交流拠点整備などの影響により21.8%となっている。今後も繰上償還などによる将来負担の平準化に努められたい。

項 目	経 常 収 支 比 率	実 質 公 債 費 比 率	財 政 力 指 数	将 来 負 担 比 率
美 咲 町 6 年 度	82.8	9.1	0.27	21.8
美 咲 町 5 年 度	82.3	9.3	0.26	—
県 平 均 5 年 度	90.6	6.5	0.60	—

※令和6年度分の数値は速報値

6. 審査結果

（1）総 評

令和7年7月3日付で美咲町長から提出された令和6年度美咲町一般会計、13特別会計の歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、計数と歳入歳出予算整理簿、歳出予算流用及び予備費充当並びに出納証憑書類を照査し、さらに関係調書、関係書類の提出と担当者の説明を求める等により慎重に審査した結果、計数はいずれも適合しており誤りのないことを確認した。

なお、一般会計における歳入歳出差引額は12億23万9241円、繰越明許額7億3717万2千円で、繰越明許費を差し引いた実質収支額は4億6306万7241円である。

不用額の縮減は大きく前進したものの、所属によっては改善状況に差異が見られる。不用額が想定される場合には、速やかに減額補正すべきである。当初予算編成時に十分に精査し、真に必要な額を算出するとともに、より計画的かつ的確な予算執行や適切な予算補正により、不用額の縮減に努められたい。

基金においては、指摘を受けて大胆な再編整備が行われたことは評価できる。今後は設立目的に沿った有効な運用がなされることを期待する。

(2) 指摘事項

① 不用額の縮減について

予算の積算に当たっては、直近、及び現年度の予算執行状況や対象事業の状況を総合的に勘案し、真に必要な予算額を算出するとともに、年間を通じた計画的な執行や予算の有効活用を図り、今後も不用額の縮減に向け、適切な予算執行に努めること。

② 職員のメンタルヘルスケアについて

各所属長は、職員の業務量把握に努め、定期的に事務処理の進捗状況を確認するとともに、積極的に休暇を取得できるよう配慮すること。また、職員間のコミュニケーションを図り、心身ともに健康に働くことができる環境づくりに努めること。

③ 備品台帳の整備について

新庁舎移転を機に早急に全庁的な整備を行うように指摘していたが、いまだ不十分と言わざるを得ない。美咲町財務規則に基づき適正に処理するよう努めること。

④ 公文書の管理について

定期監査における聞き取りの中で公文書の取り扱いが不十分であることが確認された。新庁舎移転を機に見直しを行い、廃棄文書の処理も含め、美咲町文書編さん保存規程等に基づき適正に処理するよう努めること。

⑤ 各種団体への補助金・助成金の適正な執行について

昨年度も指摘したが、毎年度同じ額の補助金・助成金が見られる。実績報告をもとに更に事業効果を検証し、団体の活動状況、財務状況を精査の上、現状に即した適正な補助額の算定に努めること。

⑥ 予算の流用について

制度上予算流用は認められているが、安易に予算流用をしている事例が認められた。今後は、よりの確な予算要求の把握に努めるとともに適正な執行に努めること。

7. 審査意見

本町の人口は令和32年（2050年）に7300人にまで減少すると国立社会保障・人口問題研究所により推計されている。今後の美咲町財政を考えると、持続可能なまちづくりを進めるためには、人口規模にあわせて財政規模を縮小していくなどの行財政運営が求められ、より厳格な予算執行が必要となる。

将来を見据えた美咲町第四次振興計画の策定に向け、今一度第三次振興計画の実施状況を十分に検証し、事業のスクラップ&ビルドや、近隣の市町村との広域連携による効率化など、将来の町の姿を描いて業務を進める必要がある。

多世代交流拠点の整備が完了した今、美咲町公共施設適正配置計画を推進し、「賢く収縮するまちづくり」実現に向け、着実に施策が展開されるよう期待するものである。

最後に、年々財政状況が厳しさを増すなかで町が持続的発展をしていくためには、昨今の物価上昇への対応はもちろん、社会情勢の変化を的確に把握し、事務事業の優先度、緊急度を吟味し、より効率的かつ機能的な行政組織を構築することが必要不可欠である。限られた人員で最大の成果を上げるため、デジタル技術の活用や業務の見直しを行い、更なる住民福祉の向上と町政の発展を目指し、全職員が一丸となって、住民に寄り添った行政を実行し、美咲町ならではの「ひと輝くまちみさき」の実現を望むものである。

美 監 第 9 号
令和7年8月20日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和6年度健全化判断比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和6年度に係る健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2. 審査の期間

令和 7 年 7 月 30 日

3. 審査の要領

- (1) 町長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- (2) 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- (3) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- (4) 審査の方法については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、係数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続きを適用した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	13.94	
連結実質赤字比率	—	18.94	
実質公債費比率	9.1	25.0	
将来負担比率	21.8	350.0	

(注) 1 実質収支が黒字なので、実質赤字比率は表示していない。

2 連結実質収支が黒字なので、連結実質赤字比率は表示していない。

(2) 是正改善を要する事項

早期健全化比率は基準内であるが、多世代交流拠点施設建設といった大規模な建設事業が実施されていることから、中長期的な健全財政の運営に努められたい。

美 監 第 1 1 号
令和7年8月20日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和6年度資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和6年度美咲町水道事業会計、美咲町下水道事業特別会計、美咲町用地取得造成事業特別会計の3会計に係る資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

美咲町水道事業会計に係る資金不足比率

美咲町下水道事業特別会計に係る資金不足比率

美咲町用地取得造成事業特別会計に係る資金不足比率

2. 審査の期間

令和 7 年 7 月 30 日

3. 審査の要領

- (1) 町長から提出された特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- (2) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないかを確かめた。
- (3) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- (4) 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、係数の突き合せ、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

事業名	比率名	令和6年度	経営健全化基準	備考
美咲町水道事業会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町下水道事業特別会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町用地取得造成事業 特別会計	資金不足比率	—	20.0	

(注) 1 資金不足が生じていないので、資金不足比率は表示していない。

(2) 是正改善を要する事項

経営健全化比率は基準内であるが、引き続き一般会計から多額の繰入れが予想されることから、今後においても社会情勢等を注視しつつ中長期的視点に立った財政運営を行うことが必要である。

健全な財政運営を維持し、効率的な行政運営に努め、中長期的な財政基盤の強化を図られたい。

美 監 第 1 0 号
令和7年8月20日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和6年度決算審査等の結果について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度美咲町水道事業会計及び同美咲町下水道事業会計の決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査したので、次のとおり意見を付して提出します。

令和6年度美咲町公営企業会計
決算審査結果意見書

1. 審査対象

- (1) 令和6年度美咲町水道事業会計決算書
- (2) 令和6年度美咲町下水道事業会計決算書

2. 審査の期間

令和7年7月30日 1日間

3. 審査会場

美咲町役場

4. 審査の方法

決算書及び附属書類は、その係数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査した。

審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考に実施した。

1. 事業状況

(1) 水道給水及び料金等収納状況

中央給水区、中央北部給水区、打穴・大埴和給水区、西川給水区、埴和給水区、江与味給水区、柵原飯岡給水区、柵原北部給水区、柵原中央給水区 全9給水区における給水状況は以下のとおりである。

区 分	単 位	令和6年度	令和5年度	前年度比
給水人口	人	12,347	12,385	99.69
年間配水量	m ³	1,911,887	1,936,257	98.74
年間有収水量	m ³	1,489,499	1,488,862	100.04
有収率	%	77.91	76.89	—

水道料金の収納状況は次表のとおりである。

(単位：円)

年 度	① 給水利益 (水道料金)	② 未収額	未収金比率 (%) ②/①×100
令和6年度	296,483,419	29,144,351	9.83

(2) 下水水洗化及び料金収納状況

特定環境保全公共下水道事業中央処理区、柵原処理区及び農業集落排水事業吉岡処理区の全処理区における水洗化状況は以下のとおりである。

区 分	単 位	令和6年度	令和5年度	前年度比
処理区域人口	人	7,021	7,151	98.18
水洗化人口	人	5,507	5,588	98.55

下水道使用料の収納状況は次表のとおりである。

(単位：円)

年 度	① 下水道使用料	② 未収額	未収金比率 (%) ②/①×100
令和6年度	91,040,418	8,231,760	9.04

2. 決算の状況

(1) 水道事業決算

収益的収支については収入が5億8690万3188円で、支出が6億2083万3851円となっている。損益計算では、総収益が5億5698万826円、総費用が5億9390万2215円で、収支差引額で3692万1389円が当年度純損失となっている。資本的収支については収入が3億1532万2400円、支出が4億

5187万1949円で差引き1億3654万9549円の収入不足となっており、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填されている。

(2) 下水道事業決算

収益的収支については収入6億2084万4148円で、支出が5億8144万6983円となっている。損益計算では、総収益が6億1018万2129円、総費用が5億7680万2547円で、収支差引額3337万9582円が当年度純利益となっている。資本的収支については収入が1億5491万7000円、支出が3億7699万4696円で差引き2億2207万7696円の収入不足となっており、この不足額は当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び引継資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填されている。

3. 経営状況

(1) 水道経営成績及び経営分析

経営成績は次のとおりである。

(※消費税抜きの金額 単位：円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	前年度比
総収益	556,980,826	577,601,465	▲20,620,639	96.43
総費用	593,902,215	565,881,871	28,020,344	104.95
当年度純利益	▲36,921,389	11,719,594	▲48,640,983	—
当年度未処分利益余剰金	11,234,323	48,155,712	▲36,921,389	23.33

経営分析は次のとおりである。

(単位：%・ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	説 明
総収支比率	93.78	102.07	▲8.29	総費用に対する総収益の割合を示す。100%以上比率の大きいほど良い。
営業収支比率	52.35	55.46	▲3.11	営業活動の能率を示す。100%以上比率の大きいほど良い。

(2) 下水道経営成績及び経営分析

経営成績は次のとおりである。

(※消費税抜きの金額 単位：円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	前年度比
① 総収益	610,182,129	—	—	—
② 総費用	576,802,547	—	—	—
③ 当年度純利益	33,379,582	—	—	—
当年度未処分利益余剰金	33,379,582	—	—	—

経営分析は次のとおりである。

(単位：%・ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	説 明
総収支比率	105.78	—	—	総費用に対する総収益の割合を示す。100%以上比率の大きいほど良い。
営業収支比率	17.58	—	—	営業活動の能率を示す。100%以上比率の大きいほど良い。

総収支比率は、健全経営の水準を表し、費用が収益によって賄われているかを示すものである。この比率が高いほど利益率が高いことを表している。

営業収支比率は、収益性を見るための指標の一つで、事業運営に必要な費用を料金等の収益で賄われているかを示すものである。100%を下回っていることは、一般会計の繰入金に頼っていることを示している。

4. 財政状況

(1) 水道事業の資産・負債・資本及び財務比率

資産・負債・資本の状況

(単位：円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
資 産	5,198,038,623	5,032,108,530	165,930,093	土地・建物・構造物・機械及び装置等及び現金預金・未収金・貯蔵品・前払金
負 債	3,223,513,395	3,127,852,913	95,660,482	企業債・未払金・引当金等及び長期前受金等
資 本	1,974,525,228	1,904,255,617	70,269,611	自己資本金・資本剰余金及び利益余剰金

財務比率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
固定資産構成 比率	82.91	86.22	▲3.31	固定資産が総資産に占める割合
自己資本構成 比率	66.08	65.05	1.03	自己資本が総資本に占める割合。50%以上が望ましい。
流動比率	199.47	272.77	▲73.3	流動比率が100%下回ってれば、債務過多である。

(2) 下水道事業の資産・負債・資本及び財務比率

資産・負債・資本の状況

(単位：円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
資 産	8,651,807,085	—	—	土地・建物・構造物・機械及び装置等及び現金預金・未収金・貯蔵品・前払金
負 債	7,126,502,808	—	—	企業債・未払金・引当金等及び長期前受金等
資 本	1,525,304,277	—	—	自己資本金・資本剰余金及び利益剰余金

財務比率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
固定資産構成 比率	97.56	—	—	固定資産が総資産に占める割合
自己資本構成 比率	66.80	—	—	自己資本が総資本に占める割合。50%以上が望ましい。
流動比率	72.21	—	—	流動比率が100%下回ってれば、債務過多である。

5. 総括及び意見

令和6年度から下水道事業の3特別会計が統合し、公営企業会計へ移行されたことに伴い、2事業の公営企業会計決算の審査を行った。

水道事業は、安全で良質な水を安定供給することにより、健康で文化的な生活や産業の振興を図る上で、大きな役割を担っている。また、下水道事業については公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、また浸水防除に寄与する役割を担っている。

このような水道事業・下水道事業の趣旨を踏まえ、次のとおり決算審査及び定期監査の総括及び意見を述べる。

(1) 水道事業について

町民の生活を支える水道事業には、安全な水道水を安定的に供給する使命がある。

施設については将来にわたって水道事業を安定的に継続するため、令和5年度に策定したアセットマネジメント計画を基本に老朽化施設の中・長期的な更新計画を行い、管路の更新や耐震化、施設のダウンサイジングや統廃合、維持管理や浄水効率の向上を行うことが必要と考える。

合わせて、岡山県広域化水道企業団からの受水の拡張、また長期的な視点になるが、国、県が進める近隣市町との広域化検討・計画参画も積極的に取り組むべきである。

経営については地方公営企業であり、独立採算制を原則とした健全な経営を行うことが求められる。現在、一般会計が負担すべき繰入金を超えて、いわゆる基準外繰入金で運営しているのが現状の課題であり、水道料金の改定も含めた経営改善が必要と考える。まずは収益的収支における基準外繰入金の削減に努められたい。

改善に取り組むにあたり、近隣市町村で多く取り組まれている2か月毎の検針・徴収の取組などの業務費コストダウンの検討も含め、あらゆる経費の削減に努めるよう求める。

(2) 下水道事業について

令和6年度から3特別会計が統合し、上水道事業に続き、地方公営企業法に基づいた会計を実施された。損益取引と資本取引に区分して経理をすることにより、経営状況を正確に把握できるようになった。今回の決算が初めてであるが、経営分析を行い、経営の傾向を捉え、下水道事業が安定的に継続するような運営を求める。

事業については令和6年度からは農業集落排水飯岡処理区を特定環境保全公共下水道柵原処理区に統合しダウンサイジングしている。処理水量にもよるが、引き続き処理場の施設統合を進めることも期待している。

管渠については耐用年数に達するまでに時間があるが、機械設備等は耐用年数を超えて施設の更新が必要と考える。計画的に更新するよう、また、財源を確保し、進めるよう期待する。

経営については一般会計からの多額の繰入金を運営しているのが現状の課題である。公営企業会計になり、健全な経営を行うことが求められることから収益的収支における基準外繰入金の削減に努められたい。

(3) 効率的な収納体制（共通）

水道・下水道の料金の収納については、滞納整理及び水道については給水停止業務を着実に実施され、税務課の協力を得ながら納付相談等の努力がなされている。今後も未収金の解消に努め、引き続き負担の公平性が確保されるよう効率的な収納体制を維持することを期待するものである。